

第2次 野田市スポーツ推進計画
(素案)

平成 年 月

野田市教育委員会

目 次

1	計画の策定に当たって	
(1)	計画策定の目的	1
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画期間	3
(4)	本計画における「スポーツ」の定義	3
2	計画の基本的考え方	
(1)	本計画の基本方針	4
(2)	本計画の基本目標	4
①	市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の 推進	4
②	スポーツ環境の整備	4
③	市内のスポーツ選手の競技力の向上	4
④	スポーツを通じた地域活性化	5
3	スポーツ推進の基本目標	
(1)	市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の 推進	6
①	幼児期における体力づくりの促進	6
②	学校体育及び学齢期におけるスポーツ活動の充実	7
③	社会人（職業人）のスポーツ参加の推進	9
④	女性のスポーツ参加の推進	10
⑤	高齢者のスポーツ参加の推進	12
⑥	障がいのある人のスポーツの参加の推進	13
⑦	ニュースポーツの普及	14
(2)	スポーツ環境の整備	15
①	スポーツ教室などの拡大・充実	15
②	スポーツを支える人材の育成	16
③	スポーツ施設の充実	16
④	身近なスポーツの場の充実	16
⑤	総合型地域スポーツクラブの育成	17
⑥	スポーツにおける安全の確保	17
⑦	スポーツに関する情報提供の充実	18
(3)	市内のスポーツ選手の競技力の向上	18
①	大会への参加の促進	19
②	トップアスリートと触れ合う機会の充実	19
③	指導者の育成	20
④	スポーツ施設の充実	20

(4) スポーツを通じた地域活性化	20
① 地域のスポーツ大会の活性化	21
② スポーツ・レクリエーションイベントの開催や情報発信による 交流人口の拡大	21
③ スポーツに関する情報提供の充実	22
④ 全国大会等の開催支援	22
⑤ 地域スポーツと企業、各種団体との連携	22
4 本計画を進めるに当たって	
(1) 計画実現に向けた一体的推進	23
(2) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し	23

1 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の目的

平成23年8月に施行されたスポーツ基本法の規定に基づき、野田市は国の「スポーツ基本計画」及び県の「体育・スポーツ推進計画」を参酌し、地方の実情に即したスポーツの推進に関する「野田市スポーツ推進計画」を平成25年2月に策定した。

前計画策定時に課題とした、人口減少や超高齢社会の到来、地域コミュニティの希薄化等は、依然、課題として私たちの目の前にあり、さらに深刻の度合いを増している。

スポーツは、スポーツ基本法がその前文において『スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである。

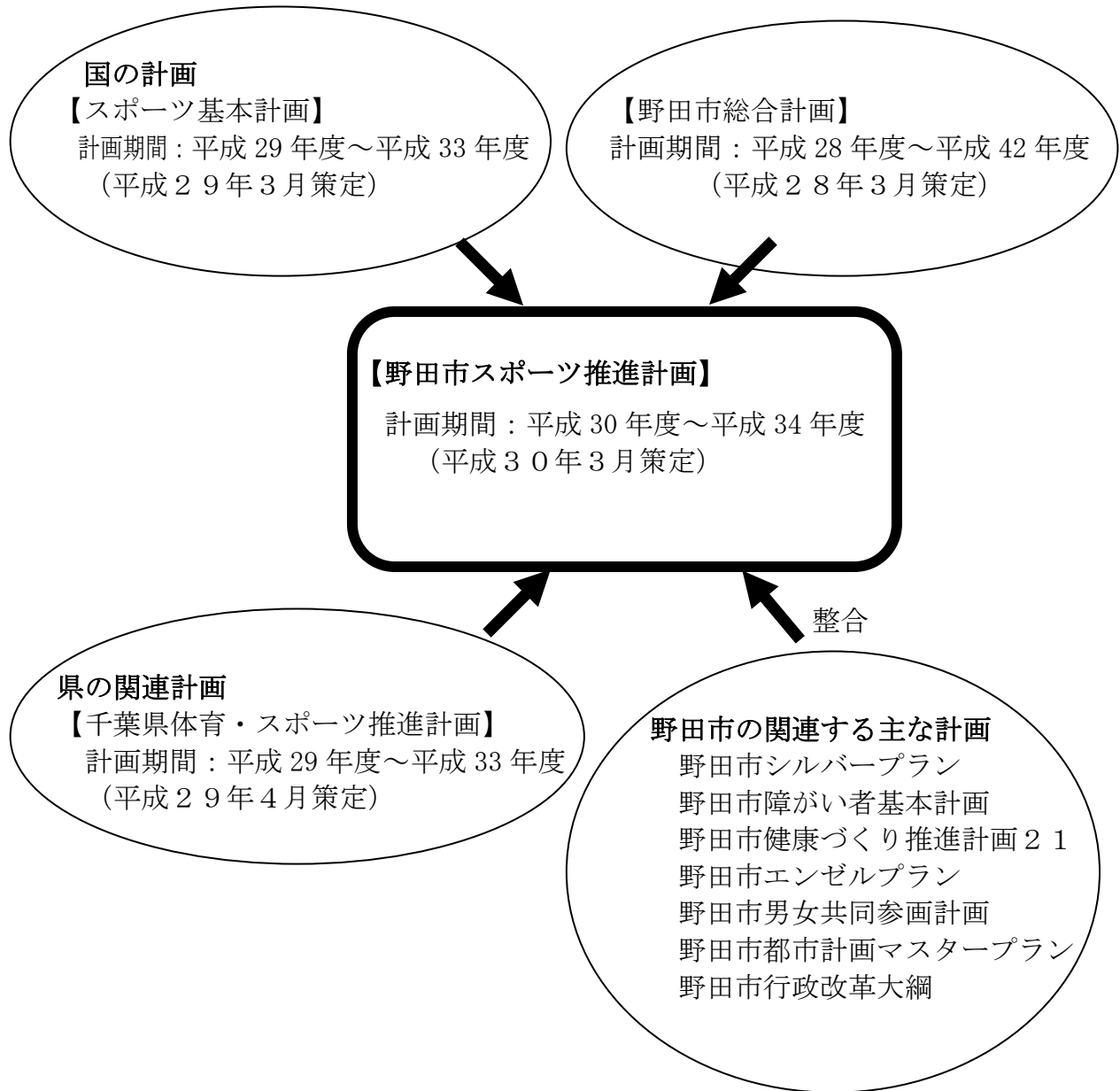
また、スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらに、スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。』と謳ったように、社会の構成人たる個人のみならず、社会に有用なものである。

現計画は、計画期間を平成25年度から平成29年度までの5年間とする計画であり、平成29年度で計画期間が終了することから、引き続きスポーツを推進していくために、国の第2期スポーツ推進計画及び千葉県第12次千葉県体育・スポーツ推進計画を参酌するとともに、野田市の総合計画や他の分野別計画との整合を図りながら第2次野田市スポーツ推進計画を策定しようとするものである。

(2) 計画の位置付け

本計画は、平成23年6月に制定されたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）の第10条第1項に基づき、国の「スポーツ基本計画」及び県の「体育・スポーツ推進計画」を参酌し、策定された「野田市スポーツ推進計画」を改訂し、「第2次野田市スポーツ推進計画」として策定するものである。

なお、本計画の策定にあたっては、野田市総合計画及び本市の他の分野別計画と整合性を図っている。



(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間とする。

(4) 本計画における「スポーツ」の定義（新規）

本計画では、「スポーツ」とは、競技スポーツや一般的なスポーツに加え、ウォーキング・ストレッチ・ラジオ体操・健康づくりや体力づくりを目的とする比較的軽い運動、シルバーリハビリ体操などの介護予防のための運動や様々なレクリエーション、子どもの健全な成長に資する遊びを含むものとする。

また、スポーツに参加するということは、全ての市民が、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず実際にスポーツに参加するということだけでなく、スポーツ観戦等のみということやスポーツイベントのボランティア活動等スポーツ活動をささえることも含む。

2 計画の基本的考え方

(1) 本計画の基本方針

全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するため、市民が年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、スポーツに参加する（する、みる、ささえる）ことにより、体力の向上、健康増進及び人格形成を図り、さらに、スポーツを通じて、地域の振興を目指すことができるスポーツ環境を整えることを目指すものとする。

(2) 本計画の基本目標

「幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の具体的な内容を達成するため、基本目標を次の4項目とし、それぞれの基本目標ごとに政策目標を設定し、スポーツの推進に取り組むものとする。

また、各基本目標において、一つの政策目標の数値目標を中間年度、最終年度に設定し、計画の進捗状況を検証する。

①市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の推進

全ての市民が、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、それぞれのライフステージや目的に合わせてスポーツに参加する（する、みる、ささえる）ことを目標とする。

②スポーツ環境の整備

全ての市民が、子どもから高齢者まで、また、障がいの有無にかかわらず、それぞれのライフステージや目的に合わせてスポーツに参加する（する、みる、ささえる）ことを可能にするには、活動の拠点となる施設やスポーツ指導者の充実が必要である。また、スポーツに関する情報を提供していく必要がある。そのため、市内のスポーツ施設の改修等を実施するとともに、スポーツ指導者を育成し、スポーツ情報を提供するなどハード・ソフトの両面からスポーツ環境を整備することを目標とする。

③市内のスポーツ選手の競技力の向上

各種大会における本市出身選手の活躍は、市民に誇りと喜び、夢と感動を与え、市民のスポーツへの関心を高めることができることから、市内において優秀なスポーツ選手を育成すること、そして、将来は世界を舞台にして活躍できる人材を輩出できるよう市内のスポーツ選手の競技力の向上を目標とする。

④スポーツを通じた地域の活性化

スポーツ活動を通じて、地域の絆を強化し、地域づくりに努めるとともに、野田市のスポーツ・レジャーの情報を発信、イベントを開催することにより、交流人口の拡大による地域の活性化を図ることを目標とする。

3 スポーツ推進の基本目標

(1) 市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動の推進

【数値目標】

スポーツ施設の利用者数

総合公園、関宿総合公園、春風館道場及びその他のスポーツ施設の充実により、利用者数の増加を図る。

目標値（利用状況）

基準値（平成 28 年度）	目標値（平成 32 年度）	目標値（平成 34 年度）
656,124 人	672,520 人	688,930 人

【現状と課題】

本計画の基本方針である、スポーツを通じて全ての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会を創出するためには、市民一人ひとりのライフステージや目的に応じたスポーツ活動に参加できるようにすることが大切である。

幼児期は身体諸機能が著しく発達する時期であり、生涯に渡ってスポーツに参加するには、この時期に体を動かす楽しさを体験することは重要である。

国の平成 28 年度体力運動・能力調査によると、青少年（6 歳から 19 歳）の新体力テストの合計点がほとんどの年代で向上傾向となる一方、体力水準が高かった昭和 60 年頃と比較すると依然として低い水準であるとのことである。

この時期は、将来のスポーツ活動の基となる体力や技術を育成するのにも、人間力を養うにも非常に重要な時期であるので学校体育や学校外のスポーツ活動を充実させる必要がある。

国、県で実施された調査によるとスポーツの参加率は、男性より女性の方が低く、30 代から 40 代（いわゆる職業人層）が他の年齢層に比して低くなっており、野田市の調査にも同様の傾向が見受けられる。また、障がいのある人のスポーツ参加率も低いと言われている。今後、このような層がスポーツに参加できるような施策を展開する必要がある。

さらに進んでいく高齢化社会において、高齢者のスポーツ参加は、大変重要なことで、純粋にスポーツを楽しみたい人、健康管理や介護予防のために取り組む人などそれぞれの目的に応じてスポーツに参加できるような環境を整備する必要がある。

【具体的施策】

① 幼児期における体力づくりの促進

（幼児期における運動の重要性の啓発）

- ・幼児期から体を動かした遊びに取り組む習慣や望ましい生活習慣を身に付けさせるため、保護者がその効果を認識するよう保護者会や広報誌等を通じて啓発を行う。

(幼稚園、保育所等における遊びの指導)【新規】

- ・幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえ、幼稚園、保育所において、遊びの指導を通して幼児の成長や発達を促進する。

(公園等の維持管理)【新規】

- ・公園等は、子どもたちが安全・安心に遊べる場として、また高齢者がラジオ体操などを行うレクリエーションの場として、広く一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースであることから、公園機能の維持及び増進が図れるよう適正な管理を行う。

(親子参加、世代間交流イベントの開催、支援)【新規】

- ・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

② 学校体育及び学齢期におけるスポーツ活動の充実

(「全国体力・運動能力、運動習慣調査」への参加)

- ・「全国体力・運動能力、運動習慣調査」に参加し全国との比較や年次推移等の分析により児童生徒の体力・運動能力の把握に努め、その向上に努める。

平成 28 年度「全国体力・運動能力、運動習慣調査」結果 ()全国順位

	小学 5 年生男子	小学 5 年生女子	中学 2 年生男子	中学 2 年生女子
全国	53.92	55.54	42.13	49.56
千葉県	55.04(9)	57.01(9)	44.35(6)	52.42(4)
野田市	53.53(29)	55.60(25)	42.51(20)	50.86(10)

(運動能力証の交付を受けることの奨励)

- ・児童生徒の体力向上を図り、活力あふれる健やかな児童生徒の育成を目指して、運動能力の優秀な児童生徒に交付される運動能力証の交付を受けることを奨励する。

(小中学校体育連盟主催各種大会の活性化)

- ・小中学校体育連盟主催で陸上競技、サッカー、野球、卓球、レスリング、ソフトテニス等の種目の大会が開催されている。これら大会への参加は、日頃の部活動での練習の成果の発表の場であり、また、将来、より広域的な大会においても活躍することができる選手を発掘する機会であることから、大会への参加促進と大会のより一層の充実を図る。その中で、より効果的な指導方法を講習会等で研修し、また活動時間や休養日を適切に設定することで、さらなる指導方法の充実を図る。

(教員の指導力の向上)

- ・平成 32 年度から順次施行される新学習指導要領に基づく指導内容の観点から、実技研修会の開催や授業研究会等により、教員の指導力向上を図る。

(教員の障がい者スポーツに関する理解の向上)

- ・東京2020パラリンピック大会等を好機として、障がい者スポーツに対する関心と理解を高め、障がい者スポーツ教室や教員向けの指導者研修会等への参加に努める。

(武道指導への対応)

- ・安全かつ効果的な指導のために、地域の指導者等の積極的な活用等による指導体制及び施設等の充実を図る。また、教員に対して講習会を開催し、指導力向上に努める。

(社会体育指導員及び地域人材の活用)

- ・小・中学校での体育指導及び部活動指導員として、社会体育指導員及び地域人材の積極的活用を図る。

(技術講習会の開催)

- ・中学校での体育指導及び部活動指導の充実のため、保健体育教員及び部活動指導者を対象として、技術講習会等を開催し、指導者の養成及び資質の向上を図る。

(多様なニーズに応える運動部活動)

- ・児童生徒の多様なニーズに応える運動部活動を推進するため、専門外の教員も含めた実技研修等により、指導力の向上を図るとともに、学校と地域のスポーツ指導者との連携を図る。

(学校体育における安全性の確保)

- ・学校の体育活動及び運動部活動を安心して行うことができるよう、安全技術講習会等でのスポーツ医・科学を活用したスポーツ事故及びスポーツ障害の予防・早期発見に関する研修に努め、安全性の向上や事故防止等についての教員等の知識の充実を図る。また、学校で保有しているスポーツ用具の定期的な点検・適切な保管管理を行う。

(障がいのある児童生徒への取組)

- ・学校において、「個別の教育支援計画」を作成する等、障がいのある児童生徒の教育ニーズに応じて、教育的支援を行う。

(学校体育施設の充実)

- ・老朽化した学校体育施設は、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、計画的に整備を図る。また、改修に当たっては、バリアフリー化を図る。

(施設の計画的改修)

- ・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

(地域におけるスポーツ活動参加機会の充実)

- ・地域では、子ども会やスポーツ少年団、スカウトなど、子どもがスポーツに親しむ機会を提供する団体が数多くある。これらの団体の活動を支援して、地域における子どものスポーツ活動参加機会の充実を図る。

(オープンサタデークラブ活動の充実)

- ・子どもたちが休日の第1・第3土曜日に実施しているオープンサタデークラブのスポーツ種目の充実と参加促進を図る。

(子ども館における遊びの充実) 【新規】

- ・子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることができるよう、各子ども館における遊びの充実を図る。また、全ての子どもたちが集い、遊びを通して学べる中核的な児童館を中央地区に整備する。

(親子参加、世代間交流イベントの開催、支援) 【再掲】

- ・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

(学校施設、校庭、園庭開放の推進) 【新規】

- ・学校教育上、支障のない限り、学校施設、校庭、園庭を地域のイベントやスポーツ活動に開放しており、今後も開放に努める。

③ 社会人（職業人）のスポーツ参加の推進

(スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催)

- ・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。特に、市民から要望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

(早朝や夜間のスポーツ教室等の開催)

- ・市営スポーツ施設において、早朝や夜間のスポーツ教室等を開催し、市民のスポーツ参加を促進する。

(施設の運営改善)

- ・それぞれのライフステージにおける様々な生活パターンに対応するため、施設の早朝開館や開館時間の延長など運営方法の改善を行う。

(身近な場所でのスポーツ活動への参加促進) 【新規】

- ・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

(ウォーキングの奨励)

- ・年代を問わず、誰でも、どこでも継続してできるウォーキングに親しむことを奨励し、ウォーキング教室やイベントを開催する。

(スポーツボランティア活動の機会の提供)

- ・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるよう、スポーツイベント等様々な機会を提供するとともに関連するボランティアの育成を図る。

(市の取組に関する情報発信の充実)

- ・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

(市の施設情報の提供)

- ・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

(市民のスポーツ活動情報発信の充実)

- ・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する市民の拡大を図る。

④ 女性のスポーツ参加の推進

(女性対象の教室等の開催)【新規】

- ・女性のライフステージや目的に応じ、そのニーズにあったスポーツ機会を提供する。

(女性が参加しやすい環境の整備)【新規】

- ・女性がスポーツに参加しやすくなるような、ソフト面、ハード面での環境整備を図る。

(身近な場所でのスポーツ活動への参加促進)【再掲】

- ・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

(スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催)【再掲】

- ・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。特に、市民から要

望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

(親子参加、世代間交流イベントの開催、支援) 【再掲】

- ・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

(子ども館における遊びの充実) 【再掲】

- ・子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることができるよう、各子ども館における遊びの充実を図る。また、全ての子どもたちが集い、遊びを通して学べる中核的な児童館を中央地区に整備する。

(施設の運営改善) 【再掲】

- ・それぞれのライフステージにおける様々な生活パターンに対応するため、施設の早朝開館や開館時間の延長など運営方法の改善を行う。

(早朝や夜間のスポーツ教室等の開催) 【再掲】

- ・市営スポーツ施設において、早朝や夜間のスポーツ教室等を開催し、市民のスポーツ参加を促進する。

(ウォーキング等の奨励) 【再掲】

- ・年代を問わず、誰でも、どこでも継続してできるウォーキングに親しむことを奨励し、ウォーキング教室やイベントを開催する。

(スポーツボランティア活動の機会の提供) 【再掲】

- ・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるよう、スポーツイベント等様々な機会を提供するとともに関連するボランティアの育成を図る。

(市の取組に関する情報発信の充実) 【再掲】

- ・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

(市の施設情報の提供) 【再掲】

- ・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

(市民のスポーツ活動情報発信の充実) 【再掲】

- ・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する市民の拡大を図る。

⑤ 高齢者のスポーツ参加の推進

(各種スポーツ機会の提供)

- ・高齢者それぞれの体力や運動能力、目的に合わせたスポーツ機会の提供や健康・体力づくり、介護予防のためのスポーツ機会の提供を図るとともに、家庭でも無理なくできるスポーツ活動の情報提供に努める。

(健康づくりフェスティバルへの参加促進)

- ・毎年、10月に保健センターにおいて開催している健康づくりフェスティバルで、体力測定及び適切な運動指導等を実施している。自分の体力を確認し、自分に合った運動方法を見つけることができる機会であるため積極的な参加促進を図る。

(高齢者団体への支援)

- ・高齢者団体によるグラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会の開催やその会場の整備に対する支援を行う。

(スポーツ・レクリエーション祭への参加促進) 【新規】

- ・教育委員会で主催しているスポーツ・レクリエーション祭の種目をシニア世代でも参加できるような種目を実施していく。

(東葛飾スポーツ推進連絡協議会主催事業への参加促進) 【新規】

- ・野田市・流山市・我孫子市・鎌ヶ谷市のスポーツ推進員で構成している東葛飾スポーツ推進連絡協議会で実施している東葛飾地区スポーツ・レクリエーション祭への参加促進を図る。

(身近な場所でのスポーツ活動への参加促進) 【再掲】

- ・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

(ニュースポーツ指導者の養成) 【新規】

- ・ニュースポーツの指導者を養成し、ニュースポーツの普及を図る。

(ニュースポーツの用具の整備) 【新規】

- ・ニュースポーツの用具を整備し、公民館などの身近な場所で取り組める体制を構築する。

(ニュースポーツ教室の開催) 【新規】

- ・スポーツ推進員連絡協議会による初心者向けのニュースポーツ教室の開催を支援する。

(スポーツボランティア活動の機会の提供) 【再掲】

- ・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるよう、スポーツイベント等様々な機会を提供するとともに関連するボランティアの育成を図る。

(親子参加、世代間交流イベントの開催、支援) 【再掲】

- ・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

(ウォーキング等の奨励) 【再掲】

- ・年代を問わず、誰でも、どこでも継続してできるウォーキングに親しむことを奨励し、ウォーキング教室やイベントを開催する。

(スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催) 【再掲】

- ・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。特に、市民から要望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

(公園等の維持管理) 【再掲】

- ・公園等は、子どもたちが安全・安心に遊べる場として、また高齢者がラジオ体操などを行うレクリエーションの場として、広く一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースであることから、公園機能の維持及び増進が図れるよう適正な管理を行う。

(市の取組に関する情報発信の充実) 【再掲】

- ・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

(市の施設情報の提供) 【再掲】

- ・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

(市民のスポーツ活動情報発信の充実) 【再掲】

- ・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する市民の拡大を図る。

⑥ 障がいのある人のスポーツ参加の推進

(スポーツに対する障がいのある人のニーズの把握)

- ・障がいのある人のスポーツに対するニーズを把握する。

(障がい者スポーツを支える人の育成) 【新規】

- ・障がい者スポーツの指導員とボランティアの養成を促進する。

(スポーツ推進委員との連携) 【新規】

- ・障がい者団体・施設等とスポーツ推進委員等が互いに協力し、障がい者スポーツの普及と障がいのある人のスポーツ人口の拡大を図る。

(障がいのある人のスポーツ参加の促進) 【新規】

- ・スポーツ関係団体や障がい者団体と連携、協力し、障がいの特性や程度にかかわらず、スポーツ大会等に積極的に参加できるような環境づくりに努める。

(障害のある人と障がいのない人との交流の拡大) 【新規】

- ・障害のある人と障がいのない人とのスポーツを通じた交流を支援し、障がいのない人の障がい者スポーツに関する理解を深める。

(障がいのある児童生徒への取組) 【再掲】

- ・学校において、「個別の教育支援計画」を作成する等、障がいのある児童生徒の教育ニーズに応じて、教育的支援を行う。

(教員の障がい者スポーツに関する理解の向上) 【再掲】

- ・東京2020パラリンピック大会等を好機として、障がい者スポーツに対する関心と理解を高め、障がい者スポーツ教室や教員向けの指導者研修会等への参加に努める。

(施設の計画的改修) 【再掲】

- ・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

⑦ ニュースポーツの普及

(ニュースポーツ指導者の養成) 【再掲】

- ・ニュースポーツの指導者を養成し、ニュースポーツの普及を図る。

(ニュースポーツの用具の整備) 【再掲】

- ・ニュースポーツの用具を整備し、公民館などの身近な場所で取り組めるようにする。

(ニュースポーツ教室の開催) 【再掲】

- ・スポーツ推進員連絡協議会による初心者向けのニュースポーツ教室の開催を支援する。

(高齢者団体への支援) 【再掲】

- ・高齢者団体によるグラウンド・ゴルフ大会、ゲートボール大会、の開催やその会場の整備に対する支援を行う。

(2) スポーツ環境の整備

【数値目標】

スポーツ教室参加者数
スポーツ教室参加者の増加を図る

	基準値(平成 28 年度)	目標値(平成 32 年度)	目標値(平成 34 年度)
参加者数	3,206 人	3,370 人	3,530 人

【現状と課題】

市民の誰もが生涯にわたりスポーツ活動を行っていくためには、スポーツ環境の整備・充実が求められている。そのため、市民がそれぞれのライフステージや目的に応じたスポーツに参加できる環境を整備するには、参加する機会、活動する施設の提供が重要である。市民自らスポーツ教室やイベント等への参加する機会の提供と、活動する施設の整備を積極的に行っていくとともに、市民の自発的な取組を支援する。特に、指導者やスポーツイベントを支援するボランティアの養成は重要なことであり、関係団体と協力し、取り組む必要がある。

さらに、スポーツ活動とともに地域づくりを行うことが目的の総合型地域スポーツクラブは、スポーツ振興のための協働のパートナーとして重要であり、支援と連携を強める必要がある。スポーツに関する情報を市民に効果的に届けることは、スポーツ環境の整備にとっても必要なことである。

【具体的施策】

① スポーツ教室などの拡大・充実

(スポーツ教室の充実及び初心者向け教室の開催) 【再掲】

- ・スポーツへの参加を促進するため、市、教育委員会や指定管理者等によるスポーツ教室、健康教室、イベント等の充実を図る。特に、市民から要望の多い初心者向けの教室を開催することによって、スポーツ参加者の拡大を図る。

(早朝や夜間のスポーツ教室等の開催) 【再掲】

- ・市営スポーツ施設において、早朝や夜間のスポーツ教室等を開催し、市民のスポーツ参加を促進する。

(女性対象の教室等の開催) 【再掲】

- ・女性のライフステージや目的に応じ、そのニーズにあったスポーツ機会を提供する。

(身近な場所でのスポーツ活動への参加促進) 【再掲】

- ・スポーツができる身近な施設である公民館や福祉会館等において、健康・体力づくりのための教室やニュースポーツの教室を開設するとともに、そこで活動するスポーツサークルの情報を提供することによって、市民のスポーツ参加を促進する。

② スポーツを支える人材の育成

(スポーツ指導者の養成) 【新規】

- ・スポーツを行う目的によって、スポーツ指導者に望むことは多種多様であるため、目的に合わせた指導ができるよう、人材の育成を行い、指導者が活躍できる機会を提供する。

(スポーツ指導者養成への支援) 【新規】

- ・スポーツ団体によるスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るための講習会やスポーツ指導者養成事業等の取組を支援する。

(スポーツ推進委員の研修の充実等) 【新規】

- ・スポーツ推進委員が、地域でのスポーツ指導者として活躍や新たな役割に対応できるよう研修等の充実を図るとともに、ニュースポーツ等の促進を通し認知度の向上を図り、活躍の場を広げる。

(スポーツボランティア活動の機会の提供) 【再掲】

- ・スポーツボランティア活動等を通じて、地域社会に参加し積極的な役割を得ることができるよう、スポーツイベント等様々な機会を提供するとともに関連するボランティアの育成を図る。

③ スポーツ施設の充実

(施設の計画的改修)

- ・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

(施設の運営改善) 【再掲】

- ・それぞれのライフステージにおける様々な生活パターンに対応するため、施設の早朝開館や開館時間の延長など運営方法の改善を行う。

④ 身近なスポーツの場の充実

(公園等の維持管理) 【再掲】

- ・公園等は、子どもたちが安全・安心に遊べる場として、また高齢者がラジオ体操などを行うレクリエーションの場として、広く一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースであることから、公園機能の維持及び増進が図れるよう適正な管理を行う。

(子ども館における遊びの充実) 【再掲】

・子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにすることができるよう、各子ども館における遊びの充実を図る。また、全ての子どもたちが集い、遊びを通して学べる中核的な児童館を中央地区に整備する。

(学校施設、校庭、園庭開放の推進) 【再掲】

・学校教育上、支障のない限り、学校施設、校庭、園庭を地域のイベントやスポーツ活動に開放しており、今後も開放に努める。

⑤ 総合型地域スポーツクラブの育成

(総合型地域スポーツクラブへの参加の促進)

・総合型地域スポーツクラブにおいては、子どもから高齢者までが、スポーツに限らず文化的活動に至るまで、多彩なメニューをそろえて活動している。こうした総合型地域スポーツクラブの活動への参加を促進する。

(総合型地域スポーツクラブの認知度向上と活動の支援)

・市内唯一の総合型地域スポーツクラブである「のだスポレクファミリークラブ」の育成を図るため、当該クラブの認知度を高め、参加者を拡大するための情報を広く提供し、運営に対する支援を行う。また、新たな総合型地域スポーツクラブの立ち上げについて希望や要望があった場合は、設立に向け、積極的に支援する。

⑥ スポーツにおける安全の確保

(施設の安全管理) 【新規】

・各競技者が競技中に施設管理上の不備で事故等が発生しないよう施設管理の徹底を図る。

(スポーツ事故・外傷・障がい等の防止知識の普及)

・スポーツ施設管理者、スポーツ団体等に対して、スポーツ事故・外傷・障がい等の防止知識を積極的に習得するよう促し、それを実践するための取組を支援する。また、スポーツに関する保険制度について普及を促すなどして、事故対応の意識の啓発を促進する。

(AEDの有効活用)

・スポーツ施設等に設置したAEDの適切な管理を行い、施設管理者やスポーツ団体が、不測の事態において速やかにAEDを使用できるよう、研修等を支援する。

(学校体育における安全性の確保) 【再掲】

・学校の体育活動及び運動部活動を安心して行うことができるよう、安全技術講習会等でのスポーツ医・科学を活用したスポーツ事故及びスポーツ障害の予防・早期発見に関する研修に努め、安全性の向上や事故防止等に

についての教員等の知識の充実を図る。また、学校で保有しているスポーツ用具の定期的な点検・適切な保管管理に関する啓発を図る。

⑦ スポーツに関する情報提供の充実

(市の取組に関する情報発信の充実) 【再掲】

・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

(市の施設情報の提供) 【再掲】

・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予約システムの定着と改善を行い、施設利用の利便性の向上を図る。

(市民のスポーツ活動情報発信の充実) 【再掲】

・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する市民の拡大を図る。

(3) 市内のスポーツ選手の競技力の向上

【数値目標】

県民体育大会成績

県民体育大会の成績の向上を図る

男女総合	基準値(平成 28 年度)	目標値(平成 32 年度)	目標値(平成 34 年度)
参加者数	329 人	345 人	360 人
総合成績	12 位	11 位	10 位

【現状と課題】

競技スポーツに参加する選手にとって、優秀な成績を収めることは、目標でもあり、励みでもある。

また、その選手の活躍は、他の市民にとって誇りや大きな目標となる。本市にゆかりのある選手が、全国大会やオリンピックなどの世界大会で活躍することは、多くの市民に夢や感動を与えるだけでなく、スポーツへの関心を高め、参加意欲を促し、する人だけではなく、みる人、ささえる人の増加につながる。このように、競技力の向上は、個人の目的達成だけではなく、地域のスポーツ振興に寄与するものである。市内の競技スポーツ団体や競技スポーツに参加する小中学生の競技力の向上に努める必要があるとともに競技大会に参加する団体・個人を支援する必要がある。

そのためにトップアスリートと触れ合う機会の充実や指導者の指導技術の向上を図る。

【具体的施策】

① 大会への参加促進

(小中学校体育連盟主催各種大会の活性化) 【再掲】

- ・小中学校体育連盟主催で陸上競技、サッカー、野球、卓球、レスリング、ソフトテニス等の種目の大会が開催されている。これら大会への参加は、日頃の部活動での練習の成果の発表の場であり、また、将来、より広域的な大会においても活躍することができる選手を発掘する機会であることから、大会への参加促進と大会のより一層の充実を図る。その中で、より効果的な指導方法を講習会等で研修し、また活動時間や休養日を適切に設定することで、さらなる指導方法の充実を図る。

(県民体育大会への参加促進)

- ・県民大会に参加することで日頃の練習の成果を確認するとともに、次のステップへ飛躍するきっかけになるため、県民大会へ積極的に参加を促進する。

(スポーツ表彰制度の周知及び活用)

- ・各種スポーツ大会等における成績優良者や指導者に対する教育委員会表彰を実施するとともに、その成果を広く周知することによって、スポーツ参加者の意欲を高め、スポーツへの市民の関心を高める。

(全国大会等への出場に対する支援の拡充)

- ・全国大会等へ参加する児童生徒への補助を実施するとともに県民体育大会参加者への支援を行う。また、新たに奨励金制度を創設する。

② トップアスリートと触れ合う機会の充実

(トップアスリートと触れ合う機会の充実)

- ・トップアスリートとの触れ合いの機会を提供し、子どもたちに実体験に基づく講義や実技を行い、夢を持つ大切さや技術の向上を図る。また、市民のスポーツのレベルアップが図られるよう、さまざまな種目のアスリートの招聘に努める。

(スポーツ選手活用事業の活用)

- ・市内各小中学校に対し、生涯にわたってスポーツに楽しむ心身育成のため、トップアスリートと触れ合う機会を設定し、意欲的にスポーツ教室の開催をすすめる。

(トップレベルの競技観戦)

- ・技術力向上や自分自身の目標設定のため、トップレベルの試合を観戦することを奨励するため、地元出身の選手が出場する大会などの情報を提供する。

(生涯スポーツ推進事業の開催)

- ・野田市体育協会との共催により、元トップアスリートやオリンピックを招聘し、市民等へその技術力や指導方法の技術的な指導を行う。

③ 指導者の育成

(元アスリートの活用) 【新規】

- ・元トップアスリートのセカンドキャリアを活用し、スポーツ教室や指導者の育成事業等を開催する。

(スポーツ指導者の養成) 【再掲】

- ・スポーツを行う目的によって、スポーツ指導者に望むことは多種多様であるため、目的に合わせた指導ができるよう、人材の育成を行い、指導者が活躍できる機会を提供する。

(スポーツ指導者養成への支援) 【再掲】

- ・スポーツ団体によるスポーツ指導者の養成及び資質の向上を図るための講習会やスポーツ指導者養成事業等の取組を支援する。

(スポーツ推進委員の研修の充実等) 【再掲】

- ・スポーツ推進委員が、地域でのスポーツ指導者としての活躍や新たな役割に対応できるよう研修等の充実を図るとともに、ニュースポーツ等の促進を通し認知度の向上を図り、活躍の場を広げる。

④ スポーツ施設の充実

(施設の計画的改修) 【再掲】

- ・現有施設の有効活用を図り、ファシリティマネジメントの考え方に基づき、計画的に改修を行う。なお、改修に当たっては、バリアフリー化に努める。

(4) スポーツを通じた地域活性化

【数値目標】

市内運動会等参加者数

市内運動会及び各地区スポーツ行事の参加者数の増加を図る。

各地区運動会等	基準値(平成 28 年度)	目標値(平成 32 年度)	目標値(平成 34 年度)
参加者数	20,233 人	21,240 人	22,250 人

【現状と課題】

少子高齢化の進展や核家族化等による家族構成の変化に伴い、地域社会のつながりの希薄化や相互扶助の低下傾向にある。

野田市の将来人口は、平成42年（2030年）に約15万2千人と想定されており、また、65歳以上の高齢化率は、平成22年と比し11.7ポイント増の33.6パーセントと見込んでいる。

現在、市内の各地域で行われている地区運動会やレクリエーションイベントへの参加者数も工夫を凝らし、子どもから大人まで参加できるようなメニューで実施しても減少傾向にあるのが現状となっている。

また、スポーツ少年団や少年野球についても生活様式の多様化や少子化により参加者数が下がっており、地域で一緒に活動する子どもたちを増やしていくためのきっかけづくりの場を設けることや、気軽に運動に取り組むことができる環境づくりが必要である。

本市には、多くの歴史や文化資源が存在することから、市内外を問わず、スポーツ情報を広く提供しスポーツの推進と、市の魅力発信のため、観光PRにも力を入れ地域活性化につなげていく必要がある。

【具体的施策】

① 地域のスポーツ大会の活性化

（地域スポーツ活動への支援）

- ・近隣住民とのコミュニケーションの醸成を図ることは、地域の防災対策、地域住民との絆を生むことから各地域で開催している地区運動会やスポーツ・レクリエーション等のスポーツイベントの支援を図る。

（地域スポーツ活動への参加促進）

- ・市民が比較的身近なところで近所の方々と参加することができるのが、地区運動会等地域で開催されるスポーツイベントである。情報発信を支援することなどにより、地域コミュニティづくりのきっかけにもなる地域スポーツ大会への幅広い市民の参加を促進する。

（スポーツ推進委員による地域スポーツの推進）

- ・スポーツ推進委員は、地域におけるスポーツ振興の中心的役割が期待されていることから、各地域におけるスポーツ推進委員の役割を周知し、地域におけるスポーツの指導及び普及の推進を図る。

（親子参加、世代間交流イベントの開催、支援）【再掲】

- ・親子や世代間交流ができるようなイベントを開催するとともに、その開催を支援する。

② スポーツ・レクリエーションイベントの開催や情報発信による交流人口の拡大

（全市的なスポーツ・レクリエーションのイベント開催）【新規】

- ・全市的なスポーツ・レクリエーションのイベントを開催することにより、市民のスポーツに関する意識を高めることにより、「する市民、みる市民、ささえる市民」の増大を図る。

(観光・商工部門との連携によるスポーツイベントの開催)

- ・市内の観光・商工資源と連携して、野田市の魅力を発信できるようなスポーツイベントを開催することによって交流人口を拡大し地域の活性化を図る。

(東京オリンピック・パラリンピック大会等国際大会の活用) 【新規】

- ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会が2020年に開催される。そのような国際大会等の開催に当たっては、その大会の関心度の高さを活用して市民がスポーツに関心を持つことができるような取組を行う。

③ スポーツに関する情報提供の充実

(市の取組に関する情報発信の充実) 【再掲】

- ・市民のスポーツ参加を促進するために、市の開催する各種スポーツに関する教室やイベントの情報を一元的に管理し、市のホームページで発信する。

(市の施設情報の提供) 【再掲】

- ・公共スポーツ施設の利用情報を市のホームページにおいて一元的に管理し、総合的に案内できるようにするとともに、インターネットを利用した施設予約システムの定着と改善をし、施設利用の利便性の向上を図る。

(市民のスポーツ活動情報発信の充実) 【再掲】

- ・市のホームページにおいて、市民のスポーツ活動状況や競技結果等の情報提供を積極的に行い、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに参加する市民の拡大を図る。

④ 全国大会等の開催支援

(各競技団体や民間事業者が主催、共催する大会開催の支援) 【新規】

- ・市民等が各種競技スポーツに触れ、感動を味わう機会を拡大し、地域活性化に資するために、各競技団体や民間事業者が主催・共催する全国レベルの大会開催の支援に努める。その際、市の観光案内や銘菓、障がい者施設等で制作した物品等の紹介や販売を行い、地域の活性化に努める。

⑤ 地域スポーツと企業、各種団体との連携

(スポーツ団体への支援)

- ・各スポーツ団体における会員数の減少や、指導者の不足等の問題を解消するため、幅広い啓発活動や情報の提供体制の充実を目指す。

(野田市体育協会加盟団体の認知度向上と活動への支援)

- ・野田市体育協会には、28種目のスポーツ団体が加盟して活動をしている。種目によっては、新規に会員が集まらず会員の高齢化が進んでいる場合も見受けられるため、積極的な広報活動等により会員の加入を促進し、更に加盟団体の活動を支援する。

(地域スポーツと企業・大学との連携)

- ・スポーツを地域振興に積極的に活用するため、スポーツ団体だけでなく、地元企業や大学との連携・協働を促進する。

(総合型地域スポーツクラブへの参加の促進) 【再掲】

- ・総合型地域スポーツクラブにおいては、子どもから高齢者までが、スポーツに限らず文化的活動に至るまで、多彩なメニューをそろえて活動している。こうした総合型地域スポーツクラブの活動への参加を促進する。

(総合型地域スポーツクラブの認知度向上と活動の支援) 【再掲】

- ・市内唯一の総合型地域スポーツクラブである「のだスポレクファミリークラブ」の育成を図るため、当該クラブの認知度を高め、参加者を拡大するための情報を広く提供し、運営に対する支援を行う。また、新たな総合型地域スポーツクラブの立ち上げについて希望や要望があった場合は、設立に向け、積極的に支援する。

4 本計画を進めるに当たって

(1) 計画実現に向けた一体的推進

本計画の目標を達成するために、市民や行政だけではなく、地域の様々なスポーツ関係機関や団体等が互いの役割を補完し協働しながらスポーツを推進する。このような観点から、野田市、学校並びに野田市体育協会、野田市小中学校体育連盟、野田市レクリエーション協会等のスポーツ団体及び民間事業者その他の関係者が連携・協働して野田市のスポーツの推進に取り組んでいく必要がある。

また、市の各部署で行われている事業が、総合的・計画的かつ効率的・効果的に行われるよう、各部署の横断的連携を図る。

(2) 計画の進捗状況の検証と計画の見直し

本計画を実施し、野田市におけるスポーツを推進するために、計画の進捗状況について、学識経験者や学校関係者、スポーツ推進委員などから成る「スポーツ推進審議会」へ報告し、意見を聴取しながら検証し、改善を図る。

また、社会情勢やスポーツに関する状況変化にも注意を払い、市域におけるスポーツの推進の実現のための方策を検討していく。